

●香川県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年5月7日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成24年5月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 岡田丸亀線（195号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町東小川字前谷274 番1地先から 丸亀市飯山町東小川字前谷269 番2地先まで	6.4~21.4	117	平成13年香川県告示第475号及 び平成22年香川県告示第34号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成24年5月7日